

第 3 4 号議案

中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等
に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

平成 3 1 年 2 月 2 6 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

超過勤務に関する上限時間等について、規定を整備する必要がある。

中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等
に関する条例の一部を改正する条例

中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成29年中野区条例第39号）の一部を次のように改正する。

第8条中「おいて勤務」の次に「（以下「超過勤務」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 超過勤務に関しその上限時間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

第10条第1項中「第8条に規定する勤務（以下「超過勤務」という。）」を「超過勤務」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
（中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例の一部改正）
- 2 中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例（平成29年中野区条例第38号）の一部を次のように改正する。
第15条第1項中「第8条」を「第8条第1項」に改める。
（中野区立小学校及び中学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正）
- 3 中野区立小学校及び中学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（平成29年中野区条例第40号）の一部を次のように改正する。
第5条第1項中「第8条に規定する勤務」を「第8条第1項に規定する超過勤務」に改める。